貧困社会における幸福への権利――「ホームレス問題」から考える

笹沼弘志（静岡大学）

はじめに　貧困社会の現実

昨年からの不況と「派遣切り」など厳しい雇用情勢が続く中、民主連立政権が誕生し、緊急対策が打ち出されつつあります。しかし、離職者・住居喪失者への緊急対策の多くが、例えば２年以内に離職した者に対象を限定したり、離職証明の提出を求めたりなど、多くの制限があり、使い勝手が悪いものとなっています。また、緊急の生活の必要に応えねばならないのに、申請から支給まで１０日以上かかってしまいます。さらにいえば、つい最近、職や住居を失ったばかりなので、心身共になお健康である人々が優先して救済される一方で、何年も野宿を強いられている高齢の人々が放置されています。

緊急対策が利用しづらかったり、より緊急度の高い人に行き渡らなかったりするのは、離職者・住居喪失者の実態を十分把握できていないというだけでなく、貧困に陥った人々をことさら区別しようとする考え方によるものと思われます。条件に合う者だけが、救済に値するもので、条件に合わない者はそもそも保護に値しないのだというわけです。だから、対策が使えなくても、それは政策が悪いのではなく、利用条件を満たしていない当事者が悪いのだということになってしまいます。

先の年末年始の派遣村は、貧困は自己責任ではないというメッセージを打ち出しましたが、なおこの世の中では、自己責任による貧困とそうでないものとを区別し、保護に値するもの、値しないものの線引きをしているように思われます。

このような区別は、現に貧困に陥ってしまっている人々に不利益を与えるだけではなく、雇用の場を確保して貧困を免れている人々にさえ、大きな影響を及ぼすものです。どんなに悪い条件であっても、がんばって働いて自分の生活を支えるべきだ、そうしないものは怠け者で保護に値しない。そういう「自立」への強迫観念が、多くの離職者、住居喪失者（ホームレスの人々）を生みだし、これら貧困な人々の間での差別を設けるだけでなく、わたしたちの職場での息苦しさ、雇用条件の悪化をもたらしているのではないでしょうか。貧困の問題を、この世の中において、わたしたちが共に生きる生き方の問題として考えてみたいと思います。

■　貧困社会における使い捨てと排除の連鎖　（社会的排除）
企業の使い捨てと国による法認、福祉事務所の水際作戦、路上放置と監視・排除・収容

■　年越し派遣村と二重の二重基準　　（ビデオ）年越し派遣村
元派遣労働者への同情／自己責任を問う非難
保護に値する元派遣労働者／保護に値しない野宿者

■　基準としての「自立」　　（ビデオ）　首都圏青年ユニオン
自立＝自力：　誰にも頼らぬ、身内などには頼っても、国家にだけは頼らないこと
就労自立：　多様で働き方の自由な選択という名の下で、どんな劣悪な条件でもがまんして働くこと　（企業への自発的服従　⇔　自己決定・自律）

１．雇用と社会保障　　ロープとセーフティーネット

（１）「雇用の融解」への道

1985 年　男女雇用機会均等法と労働者派遣法の制定

1995 年　日経連『新時代の「日本的経営」』

自立した個人の多様な働き方；　正規雇用を１／３に、他を非正規に

1999 年　派遣法・職安法改正　　有料職業紹介の原則自由化

2003 年　労基法・派遣法・職安法改正

労基法改正　　有期契約１年から３年に　／解雇権濫用法理の明文規定１８条の２

派遣法改正　契約期間１年から３年に、製造業への派遣も可能に

・「完全な勤労の自由」と自己責任論

（２）生存権保障～生活保護行政の現実　　福祉が人を死に追いやる

水際作戦　　違法な申請拒否

自立の助長、自立支援という名の厳しい就労指導・いじめ、保護辞退強要

（３）職と住居の喪失と排除の連鎖

雇用からの排除、家族からの隔絶、社会保障・権利保障からの排除、

地域からの排除（強制排除、施設、刑務所への収容＝社会的無害化）

孤立化・自己否定

貧困と排除の論理としての自立

→企業や行政の違法の放任。

違法を是正し、権利保障を勝ち取る「自立的主体」の欠如というパラドックス

２．勤労の権利・義務と生存権

（１）勤労の義務による生存権制約説

「勤労の能力があり，その機会があるのにかかわらず，勤労しようとしない者に対しては，生存権や労働権の保障が及ばないというかぎりで，勤労の義務に法的意味を認める」説（樋口ほか・注解 II 195～196 頁［中村睦男執筆］，宮沢・コメ 278～279 頁）。

（２）生活保護法の基本原則

目的（１条）：　健康で文化的な最低限度の生活の保障

自立の助長

諸原則　無差別平等（２条）

基準＝必要な事情（８条２項）

処分＝必要即応（９条）

申請主義（７条）　急迫状態における職権保護義務（４条３項、２５条）

（３）生活保護の要件　「勤労の義務」を果たさない者には生存権を保障しなくても良いのか？

生活保護法４条１項　　保護の要件――資産と能力の活用（補足性の原理）
保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

①国の解釈　　年齢不問、稼働能力があっても働いて能力を活用する就労の場がない場合には、職を得ようと求職の努力をしていれば保護の要件を満たす

②林訴訟
・名古屋林訴訟地裁判決（1996 年 10 月 30 日）
申請者が稼働能力を有する場合であっても、その具体的な稼働能力を前提とした上、申請者にその稼働能力を活用する意思があるかどうか、申請者の具体的な生活環境の中で実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかにより判断すべきであり、申請者がその稼働能力を活用する意思を有しており、かつ、活用しようとしても、実際に活用できる場がなければ、「利用し得る能力を活用していない」とは言えない。
・名古屋高裁（1997 年 8 月 8 日）、最高裁（2001 年 2 月 13 日）
有効求人倍率や新聞の求人広告などにより、抽象的就労可能性を認め、林さん敗訴

③欠格条項削除と無差別平等の意義
・旧生活保護法（1946 年制定）　欠格条項　２条　勤労を怠る者
・現行生活保護法（1950 年）で欠格条項削除
法改正時の保護課長小山進次郎の説明
「何等かの意味において社会的規準から背離している者を指導して自立できるようにさせることこそ社会事業の目的とし任務とする所であって、これを始めから制度の取扱対象の外に置くことは、無差別平等の原理からみても最も好ましくない」（『生活保護法の解釈と運用（改訂増補）』〔中央社会福祉協議会、1951 年〕106 頁）

どんなに働いても報われず、使い捨てられて勤労の意欲を維持しうるか
働く場所無くして勤労の意欲を維持しうるか

３．日本国憲法　―「幸福への権利」とすべての人が自由な社会へのデザイン

■　現代立憲主義　―　人権と民主主義
人権　すべての人は自由平等であるべきだ
核心としての自由：わたしのことはわたしが決める
憲法　各人が生まれながらに持つ人権をみんなで国をつくって守っていこうという約束
人権が目的、国家は手段。　国家権力を制約し（消極・積極両面で）、人権を守る
民主主義　みんなのことはみんなで決める
たとえみんなのために、みんなで決めても奪えないのが人権、制限は例外的な場合

■　憲法上の権利としての幸福への権利

１７７６年北米１３州の全一致の宣言（独立宣言）　→　日本国憲法（1946 年）

■　人権の体系

１１条　基本的人権は、侵すことのできない永久の権利

１３条　個人の尊重、生命・自由・幸福追求への権利

わたしのことはわたしが決める、ノーという権利：暴力の否定・権力の制限

２４条　個人の尊厳　　保護に依存し服従せざるを得ない人の自由

２５条　生存権　　すべての人の自由な幸福追求の基盤の整備を求める権利

２６条　教育権

２７条　勤労する権利

２８条　団結権

■　自立と幸福

幸福　自分を大切にすること。自分で自分の生き方を決めるからこそ、自分にとっての幸福

「自立」から「自由な幸福追求（のための条件整備）への権利」へ

■　憲法上の人権保障としてのセーフティーネット

能力が制約されており保護を必要とする人を含め、すべての人がリスクを恐れず自由に生きる条件を作りだすもの

【　参考文献　】

笹沼弘志『ホームレスと自立／排除』（大月書店、2008 年）。
笹沼弘志「人権の臨界」法学セミナー628（2007 年）～651（2009 年）。
湯浅誠『反貧困』（岩波新書、2008 年）。
ジグムント・バウマン『廃棄された生』（昭和堂、2007 年）。